

令和元年度

第1回

徳島県国土利用計画審議会

議事録

## 1 開催日時及び場所

令和元年8月6日（火） 午後1時30分から午後2時50分  
県庁11階 1104会議室

## 2 出席委員

川瀬委員，橋本委員，松田委員，中野委員，鈴木委員，吉田委員  
小川委員，川原委員，山本委員，田村委員

以上10名

## 3 議事

### ○事務局

定刻が参りましたので，令和元年度第1回徳島県国土利用計画審議会を開催させていただきますと思います。

はじめに，本日の審議会における出席委員数でございますが，全15名のうち，（現在）9名の委員にご出席いただいております。審議会設置条例に規定する定足数に達しておりますことを，ご報告させていただきます。

それでは，開会に先立ちまして，県土整備部副部長からご挨拶を申し上げます。

### ○県土整備部副部長

令和元年度第1回徳島県国土利用計画審議会の開催に当たりまして，一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては，日頃から，本県の土地行政の推進に関しまして，格別のご指導，ご鞭撻を賜っており，お礼申し上げます。

また本日は，お忙しい中，ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は，「徳島県土地利用計画（仮称）」（案）についてご審議いただくこととなっております。

この計画は，国土利用計画法に基づき県土利用の基本方針を定めた「第4次・徳島県国土利用計画」が，目標年次を迎えましたことから，県土利用の将来像をより明確に示していくため，同法に基づき土地利用の原則や調整指導方針を定めた「徳島県土地利用基本計画」と併せて一体的に改定するものでございます。

「徳島県土地利用計画（仮称）」は，県土の安全性を高め，持続可能で豊かな県土の形成を目指して新たに策定するもので，県土利用の基本方針等を定め，県土利用に関する行政上の指針となるものでございます。

また，前回の3月の審議会におきまして，「国土利用計画」と「土地利用基本計画」の変更につきまして諮問をさせていただくとともに，「計画素案」についてご

意見を賜ったところであります。

本日は、前回の委員の皆様からのご意見を踏まえ、パブリックコメント、また、国、市町村への意見照会を実施し、「計画原案」を作成しております。

この後、詳細について説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○事務局

それでは、以降の議事進行に関しまして、会長よろしく申し上げます。

○会長

本日の審議案件ですけれども、「徳島県土地利用計画（仮称）」の策定について、ということでございます。

前回も少し計画の話をさせていただきましたけれども、その内容をさらにブラッシュアップしていただいておりますので、改めて確認いただいて、できればこの策定案をまずはとりまとめたいて考えてございます。

内容につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

（資料の確認）

それでは、議題『（１）「徳島県土地利用計画（仮称）」の策定について』ご説明させていただきます。

資料１をご覧ください。

あらためまして、この計画の概要について説明させていただきます。

この計画は、国土利用計画法に基づいて県土利用の基本方針を定めた「第４次・徳島県国土利用計画」が、平成３０年度に目標年次を迎えたことから、同法に基づき、土地利用の原則や調整指導方針を定めた「徳島県土地利用基本計画」と併せて一体的に改定し、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土の形成を目指して新たに策定するものでございます。県土利用の基本方針等を定めて、県土利用に関する行政上の指針となるものです。

改正にあたりましては、国が平成２７年８月に策定した第５次の国土利用計画（全国計画）を基本とするよう定められております。

まず、「県土利用に関する基本構想」であります、「基本理念」として、県土の利用は、公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会

的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることとされております。

本計画が取り組むべき課題として、3つ掲げております。「災害に対して脆弱な県土」、「人口減少による県土管理水準等の低下」、「自然環境と美しい景観等の悪化」として課題を設定し、この3つの課題に取り組むために「県土利用の基本方針」として、事前復興の考え方を基本としたハード・ソフト両面からの効果的な防災・減災対策の実施などの「強靱・安心を実現する県土利用」、都市機能等の中心部や生活拠点等への集約化や地域のネットワーク化などの「適切な県土管理を実現する県土利用」、生物多様性の確保と人間活動との調和として「未来環境を実現する県土利用」を掲げております。

この「県土利用の基本方針」に基づきまして、「農地」「森林」など7つの「県土の利用目的に応じた区分」ごとに「規模の目標」を設定することになるわけですが、その前提として、利用区分ごとに「県土利用の基本方向」を定めております。

設定した「目標」は真ん中の数値目標に記載しており、基準年次を「平成28年」とし、今から10年後の「令和10年」目標年次とし、例えば「農地」では、平成28年に29,500haだったものが、令和10年には26,670haに2,830ha減少するものと見込んでおります。

これは、現在の△10%の減少傾向が、さらに悪化しないよう、荒廃農地の抑制や農業基盤整備等を講じることにより減少傾向の悪化を防ぎ、減少傾向を△9.5%に抑えるとの考えによるものです。

以下「森林」、「原野等」、「道路」等については、表のとおりです。

これらを達成するために必要な措置といたしまして、国土利用計画法及び土地利用関係法令の適正な運用等による土地利用の確保などの「土地利用関連法制等の適切な運用」、あらゆる大規模自然災害に備えた県土保全施設の整備や、防災教育の体系的な実施と避難訓練の推進などの「県土の保全と安全性の確保」、地域の状況に応じた行政、医療等の都市機能や居住を都市中心部や生活拠点等への集約や、農業の担い手の育成・確保等に向けて農地の集積・集約などの「持続可能な県土の管理」、「生物多様性とくしま戦略」の推進による豊かな生物多様性の確保や、自然エネルギーや究極のクリーンエネルギーである水素の導入など地球温暖化対策の加速による脱炭素社会の実現などの「自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保」、県や市町村、地域住民、企業等の多様な主体による県土保全管理活動の推進などを行う「県土の県民的経営の推進」など、全てで9本の措置について設定させていただきます。

このほか、代表的な地域の類型である「都市」、「農山漁村」、「自然維持地域」の「県土利用の基本方向」について記載するとともに、県下を「東部地域」、「南

部地域」，「西部地域」の3つに分け，その「地域別の概要」についても，記載しております。

さらに，「土地利用基本計画」に係る事項として，「五地域区分の土地利用の原則及び調整方針」について記載しております。

まずは，「土地利用の原則」についてですが，一体の都市として総合的に開発し，整備し保全する必要がある地域である「都市地域」においては，市街地外縁部における都市機能の無秩序な拡散を抑制していく。

農用地として利用すべき土地があり，総合的に農業の振興を図る必要がある地域である「農業地域」では，耕作放棄地の発生を抑制するとともに農用地の有効利用と生産性の向上等を図る。

森林の土地として利用すべき土地があり，林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である「森林地域」においては，無秩序な開発や不適正な利用を防ぐための公有林化を推進する。

優れた自然の風景地で，その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である「自然公園地域」においては，優れた自然の保護とその適正な利用を図る。

良好な自然環境を形成している地域で，その自然環境の保全を図る必要がある地域である「自然保全地域」においては，将来にわたって県民が自然環境を継承できるよう積極的な保全を図る，としております。

また，五地域区分の重複する地域における土地利用に関する「調整指導方針」については，例えば「都市地域と農業地域とが重複する地域」では「市街化区域及び用途地域以外の都市地域」と「農用地区域」が重複する場合は，農用地としての利用を優先するなど，9つの組合せについて調整指導方針を記載しております。

以上が「徳島県土地利用計画（仮称）」の概要であります。

続きまして，修正案についてご説明させていただきます。

前回の委員の皆様からのご意見やパブリックコメント，国，市町村への意見照会を踏まえて作成しました計画案についてご説明いたします。

資料3～資料6及び資料8をご用意いたします。

それでは，資料3によりまして，素案の修正箇所について，説明いたします。

この対照表は，左から第4次の県計画，次に「土地利用計画（前回）」として3月の審議会でご説明させていただいた素案，右が「土地利用計画（今回）」として，各ご意見を踏まえて作成した計画原案となっております。文字の色を変えて，波線をしているところが修正箇所となっております。

まず資料3の13頁をご覧ください。「強靱・安心」の間に「なかポツ」を入れさせていただいておりますが，前回はありませんでした。これは，市町村のご意見

を受けて修正するものです。

資料5の1番をご覧ください。市町村の意見として「強靱安心は4字熟語としてはなじまない」との意見を受け、「強靱」及び「安心」は、それぞれ個別の意味のある単語であることから、「なかポツ」を入れることとしました。

次に資料3の17頁をご覧ください。

「希少種等」を「希少野生動植物種等」に変更しました。これは、国の意見を受けて修正するものです。

資料4の1番をご覧ください。国の意見として「希少種、希少野生生物、希少な野生生物、希少植物、絶滅のおそれのある野生生物種など、様々な表記が用いられており、誤解をまねくおそれがある。同じ用語として用いているのであれば、統一すべきである」とのご意見を受けましたので、表現を適正化するために、希少種等については「希少野生動植物種」、絶滅のおそれのある野生生物の種には「絶滅危惧種」に用語を統一しております。以下の頁でも同様の対応を行っております。

次に資料3の29頁最下段から30頁をご覧ください。

「農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する」の箇所に「災害時の輸送の多重性等の確保や」を加えております。

これは、前回の審議会においていただいたご意見でございまして、資料8をご覧ください。

主な発言内容の上から3番目で、「徳島県は自然災害が多く道路の迂回路や代替路の整備・維持が大事である。」とのご意見に基づきまして、一般道路に関しては「災害時には、輸送の多重性・代替性の確保を目指す」と記載してありますが、農道・林道には同様の記載がなかったことから追記しております。

資料3の37頁をご覧ください。「適切な整備・保全を行う」を「災害防止に配慮しつつ、適切な整備・保全を行う」に修正しております。

これも、前回の審議会においていただいたご意見に基づくものでして、資料8の発言内容の1番目をご覧ください。『農業・林業の効率化や収益化を図る場合は「災害を防止することに配慮する」として記載すること。』とのご意見に対応するものです。

資料3の39頁をご覧ください。中程の箇所に「災害防止に配慮しつつ」を追加しております。これは、先程、ご説明させていただいたものと同様であります。

次に、その下に「森林の持つ多様で健全な森林の整備・保全を図る」を「多様な機能の維持・増進を図る」に修正しております。

これも前回の審議会でご意見をいただいたものですが、資料8の主な発言内容の上から4番目です。「森林の持つ多様で健全な森林の整備・保全を図る」をわかりやすくとのご意見をいただき修正しております。

資料3の54頁をご覧ください。「自然維持地域のみならず，都市などにも」を加えております。前回の審議会でご意見をいただいたもので，資料8の発言内容の一番下です。「自然維持地域だけでなく市街地にも希少生物がいるということがわかるように記載してください」との意見がありましたので加えております。

また、「希少種」を「希少野生動植物種」に修正してあるのは，先程の国のご意見に基づくものです。

資料3の57頁については，資料4の3番をご覧ください。

国からの意見で、『「騒音」は県民の生活環境保全に必要な事項であることから，都市計画運用指針等を適用すべきではないのか』とのご意見を頂きましたので，騒音について記載し，「大気汚染，水質汚濁，土壌汚染，騒音，悪臭等に対して引き続き対策を行う。また，住宅地周辺においては，工場・事業所等からの騒音や化学物質等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進する。」として，「騒音」について，明確化して記載しております。

国の策定する全国計画には同様の記載があったのですが，前回の素案において，「騒音」については「土壌汚染等」の「等」に含まれるものと解釈しておりました，オリジナルで「化学物質等」を独自に追加しておりました。今回，「化学物質等」を残す形で国土利用計画（全国計画）に合わせた内容に修正させていただくものです。

次に，資料3の59頁をご覧ください。

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の目的を修正しております。これも，国の意見を受けて修正するものです。

資料4の4番をご覧ください。同法の目的には，所有者不明土地の増加の防止は含まれていないとのご指摘があり，同法第1条における目的の記載に合わせて修正しました。

「所有者不明土地の円滑な利活用及び土地の所有者の効果的な探索を図ることにより，国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的として」に変えさせていただきました。

資料3の66頁をご覧ください。「7 県土に関する調査の推進」を「7 県土に関する調査・研究の推進」としております。

前回の審議会でのご意見によるもので，資料8の発言内容の2番目です。

『「環境への影響調査・研究の推進」等以外の施策にも研究が必要なものがある。調査研究が必要なところには，「研究に取り組む」として記載すること』とのご意見を受け，県土に関する調査のみならず，研究にも取り組むと記載するものです。

資料3の68頁をご覧ください。2箇所修正しております。1つ目は，「県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土の形成を目指し」を追記しております。これも，

前回の審議会でのご意見によるもので、資料８の発言内容の中ほどに書いてある意見で、「個別法で、本計画の原則にそぐわない開発が起こらないよう、骨太の方針を記載すること」に対応して、本計画が目指す目的を記載したものです。

２つ目は、資料８の発言内容の５番目に記載してある「土地利用の高度化はどういうことを指すのか、わかりやすく記載すること」とのご意見がございましたので、土地利用の高度化について、「中高層で多機能な複合施設の整備などによる」として、補足を書き加えたものです。

資料３の６９頁をご覧ください。「特定の場合を除き」を「開発許可制度に基づき許可される場合などを除き」に変更してあります。

これも、前回の審議会でのご意見によるもので、資料８の発言内容の下から３番目にある「市街化調整区域は特定の場合を除き保全を図る」を限定的に「防災の場合を除き保全を図る」と記載したらどうかとの意見を頂きましたが、市街化調整区域においても、許可を受ければ店舗等の開発が可能であることから、防災の場合のみと限定する記載は困難と判断し、「開発許可制度に基づき許可される場合を除き」として限定的にさせていただいております。

資料３の７０頁をご覧ください。「農用地」を青色に変更してありますが、これは、前回の審議会で、『１つの計画で「農地」と「農用地」が混在しているのはわかりづらい。どちらかに統一してはどうですか』との意見を受けまして、「農地」に統一した案で国に意見照会しておりましたところ、国からの意見がでてきて、「農用地」とするものです。

資料４の５番をご覧ください。「国土利用計画法第９条第５項」及び「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針第２章Ⅱ１（２）」は、土地利用計画の「農業地域」の定義に関する条文で、「農業地域は、農用地として利用すべき土地であり」と記載されており、土地利用計画に該当する部分で、この条文の適用を受ける箇所は、「農地」から「農用地」に戻すこととしました。

資料３の最後の８０頁をご覧ください。本計画書の参考資料として、３つの表を追加させていただいております。

まず、「土地利用区分定義及び算定基礎等」については、資料２（計画本体）の３２頁の表ですが、資料８の中央付近のご意見で「基準年の数値は現況を反映できているのか確認したい。データの出典は何か」とのご意見がございましたので、この表を作成いたしました。

次に「国土利用計画法上の位置付け」については、資料２の３３頁の表ですが、本計画が「国土利用計画」と「土地利用基本計画」を一体的に策定するものであることから、記載箇所がどちらの計画に該当するかを示した表となっております。



この表については、計画を決定する際に添付しようと考えていたところ、国から意見照会の際に添付するよう求められたため作成したものです。

最後に、資料2の34頁の表「土地利用に関する計画の体系（主なもの）」については、パブリックコメントでの意見によるものです。

資料6の1番をご覧ください。「土地利用計画にはさまざまな法律や条例、計画等が関係しているので、そういったものを一覧にまとめた参考資料のようなものがあれば、より分かりやすくてよい」との意見をいただいて添付しました。

以上で修正箇所のご説明を終わります。

次に市町村の意見照会でご紹介できていない意見についてご説明します。資料5の2番をご覧ください。『「市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。」とあるが、これは生産緑地地区の指定を指すのか、あるいは都市農業振興基本法に基づく地方計画を指すのか』とのご質問をいただいております。資料3の27頁の2段落目に関するものです。

県といたしましては、市街化区域内農地の保全については、利用可能なあらゆる施策を活用しながら、保全を視野に入れた計画的な利用を図ることとしております。

生産緑地地区の指定と、都市農業振興基本法に基づく地方計画の両方を指し、また、それ以外も指すということでございます。

引き続きまして、パブリックコメントでの意見の状況です。資料6をご覧ください。6月19日から7月18日にかけて約1ヶ月実施し、5名の方から6件のご意見をいただいております。

「計画期間は何年でしょうか」とのご質問や「NPOや企業などとの連携」や、「専門用語の用語集を付けてはどうか」などのご意見をいただいております。

なお、用語集につきましては、本日はまだ添付できていませんが、巻末に参考資料として添付していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

#### ○会長

ご質問とか、ご意見などがございましたらお願いいたします。

前回の議事、国と市町村、パブリックコメントを受けて修正したということでございます。

#### ○委員

前回、資料8でいうと上から4番目の「森林の持つ多様で健全な森林の整備・保

全を図る」という意見に関してリクエストしたと記憶していますが、これはもともと「森林の持つ多様で健全な森林」ということで、森林が森林を持つのは変ですから、後ろの「森林」を例えば「機能」とか、機械的な言葉ですけれどもそういう言葉で日本語を直してくださいと言ったつもりです。

これに関して資料3の39頁のところで直していただいています。「多様な機能の維持・増進を図る」ということで、これはこれできれいな日本語になっていると思いますけれども、二つお伺いしたいことがあります。直す前の「健全な」という言葉が取られたのはなぜかということと、「整備・保全」を「維持・増進」に替えた理由を教えてくださいたいのが一つ。

森林の文言については、同じく資料3の27頁に「多様で健全な森林づくりを推進する」があったり、資料3の51頁にも「多様で健全な森林を育成するため」がありますので、修正するのであれば、これらも合わせて修正していただきたいなと思います。以上が一つ目です。

二つ目は細かいことですが、資料3の72頁に「イ 保安林以外の」で始まるところ、1段落目最後に「。」がないので付けてください。

同じ段落2行目の「維持増進」という言葉がありますが、この計画文書全体によく見られるが、四字熟語に「なかポツ」があったり無かったりします。もし表現を揃えるのであれば気にした方がいいなど。

もう一つ、同じ72頁の最後の1～2行に「水源のかん養機能」があって、上にある赤字に従って漢字に直してください。

後半の分は簡単に直せるものだと思いますが、資料3の39頁を直して下さった理由だけは確認させてください。

○会長

「多様で健全な森林」という用語がいくつもあるので、そちらを39頁のように直すのがいいのか、あるいは、どちらがいいですかね。

○委員

私は「健全な」が大事だと思っているので、それは入れて欲しいなど。

○会長

すると、39頁の表現を調整した方が全体的なバランスが取れるということですかね。

○委員

赤字になっているところの「多様な」を「多様で健全な」に。あと、「維持・増進」は直す前は「整備・保全」になっているんですけど、あまりこだわりはありませんが、何か直した理由があれば教えていただきたい。

#### ○事務局

ご意見ありがとうございます。資料3の27頁，51頁との整合を取らせていただき、「健全な」を入れさせて頂いて「多様で健全な機能」とさせて頂きたいと思います。

国の全国計画も「多様で健全な」という文言が入っているかと思しますので、こちらとも整合性を図る形で調整したいと思います。

それと合わせて、「整備・保全」から「維持・増進」については再度確認させて頂き、意味合いと全国計画との整合性を見て「整備・保全」がいいのか「維持・増進」にするのか検討させて頂きたい。

「なかポツ」も整合性をとり、計画の中の文言を合わせたいと思います。

#### ○委員

資料3の54頁で、自然維持地域だけではなくて市街地にも希少生物がいることを入れていただいたのですが、「都市」というのがA3の資料（資料1）を読むと少し違うようなイメージ。例えば、昔ながらの用水路や、徳島市内や鳴門市内の神社とか、お寺とか、そういう意味での市街地ということでお伝えしたので。コンクリートのようなところにいるわけではないので、「都市」という表現でいいのかどうか検討いただけたら。

#### ○事務局

町なかのコンクリートではないような趣旨に直させて頂いただければと思います。

#### ○委員

資料4の国からの意見の番号3のところ、『「騒音」に関する記述がないが、「騒音」は県民の生活環境保全に必要な事項であることから、都市計画運用指針等を適用すべきではないのか』というような意見が出されています。その根拠として、環境基本法が述べられているんですけども、それに対する考え方・対応策として書かれていることに、騒音に関して「騒音・悪臭等に対して引き続き対策を行う。また、住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音や」ということで、騒音の原因が記述的に限定されている気がするんですけども、実際は本当にいろんな原因によって発生するものであって、その全てが生活環境の保全に影響するものと思

うんですね。今日の新聞に米軍の低空飛行があり、騒音で日常生活に影響を受けいらっしゃる自治体があって、そういった騒音の問題もあるかと思えますし、騒音の問題は幅広く捉えた方がよろしいのではないかと思いました。この記述だけでは限定的に騒音を捉えていらっしゃるのかなど。

#### ○事務局

ご意見ありがとうございます。先ほど説明させていただいたように、もともと国の計画に入っていたものを反映できてなかったものであります。「また」のところで分けており、上段は一般環境のそれぞれの対策ということで、今言われているような騒音、我々が生活をしている中で騒音が発生されるような、例えば大気であれば環境基準があるんですけど、それらについて対策を行っていくようなことです。

「また」以降はそれぞれの排出基準があり、工場・事業所からの化学物質、騒音、煤煙、水質等で、排出されるものに対して、騒音規制法とか悪臭防止法等の個別法で規制をかけていくような形で、前段と後段を分けさせていただいております。もともとは、全国計画にあるなかで、「土壌汚染等」ということで割愛させていただいたのですけれども、騒音という言葉も記載すべきではないかということで、国の計画の文言にさせていただいたということでございます。

3番の理由のところは環境基本法で「人の健康が保護され・・保持される」というようなことを書いてございます。これについては「ケ 生活環境の保全」の前段のところ、健康の保護、生活環境の保全のため様々な対策を行っていくことに関連しているのかなど。そのような対策をすることで生活環境の保全を図っていくことかと思えます。

#### ○委員

分かるんですが、こう列記されたときに、そこが意味する範囲が、他の項目と並べてしまうと限定的な意味で全体に関しても捉えてしまいかねないように思ったんです。国の指摘というのは、焦点化しているのではないかもしれませんが、それだけでも一つの大きな対策すべきものという意味合いを含めてではないのかなど。

#### ○事務局

いろんな書きぶりが、位置付けや意味合いを含めて、あると思えます。

環境省の担当者に確認したところ、「なぜ騒音が入ってないのか」と意見のあったとおりで、「国の全国計画に合わせていただければ結構です」と言われて、そうさせていただいたのがこの計画案でして、全国的なものとしても、二段構えで踏襲させていただいているところがございます。

○会長

ここでの「生活環境への影響に配慮した計画」の計画とは、何の計画ですか。工場の操業計画ですか、あるいは環境保全計画ですか。

○事務局

環境保全計画のようなものではなく、事業場から出される騒音とかに対してどういうふうに対策していくか、例えば距離を離すとか、塀を造るとか、内部での騒音対策についての計画と、その計画に基づいて騒音等を抑えるような操業という形だと思います。

○会長

「計画を推進する」ですよね。何の計画を推進するのか分からない。

なんとなく工場と事業所が操業を推進するのは分かるが、何の計画なのかが分からない。

○事務局

工場とか事業所から例えば騒音が出てくるので、騒音の影響について配慮した計画を進めてくださいということです。

○会長

配慮した計画とは何の計画ですか。

○事務局

例えば、規制基準で敷地の外から何デシベルとか超えるようなものであれば、設備の中に入れて抑えたり、塀をして抑えていくとか。

○会長

計画という文字の中にそういったものが全部含まれているということですか。

そこまでは読めない。例えば1と書いて、1から100まで入っているというのと同じで文書としてはおかしいですよ。意図していることが読み手に伝わらない文書は直すべきだと思います。

○事務局

分かりました。「騒音等に配慮した操業とする」なら分かりやすいのですが、「計

画」が入ってくるので。

○会長

「計画」は入れないといけなかったのですか。

○事務局

国の計画には入っていたものを除いていたので、元に戻したというところです。

○会長

意味合いがよく分からない。全体的には分かるんだけども。

○事務局

騒音を出していくようなものについては、騒音に配慮し、いかに騒音を出していかないかという計画を作り、その計画に基づいた操業をやっていくことを進めていきたいと思いますということですよ。

○会長

推進するのは、工場と事業所なんですか。

主語がないですよ。これは県が推進するのか、県民が推進するのか、誰が推進するのか上手く読めない。何をやるのかもちょっと分からないというふうに考えました。

その後ろの削減対策（閉鎖性水域）の「推進する」のは県ですよ。そうすると、前の文章も県なんですけど、それも読めないし、誰がする計画かなど。

○事務局

全体的には県民との協同推進という考え方であり、例えば資料2の26頁にある「県土の県民的経営の推進」のところで、県土の適切な管理に向けて生活環境の保全を含めたものについて、国や県、地域住民等の多様な主体が参画する、ということです。

○会長

これには多様な主体という主語があり、誰がするかは書いてあります。

他の意見を伺いたいと思いますが、いかがですか。

○委員

どういう形で計画にそぐわない開発を抑制していくか、資料3の68, 69頁あたりに土地利用の原則として記載していただけたので、これをもとに実効性が高まったらいなと思います。

実際の運用の話に関係しますが、例えば私が委員をしてきたなかで、個別に開発があって、もう既に個別法で承認されているものとして、後で土地利用基本計画で地図を修正しますという案件が何件か出てきてたんです。印象に残っているものとして山の中を崩して太陽光パネルを並べるというのが出てきてたり、都市計画区域マスタープランの改定の中で市街化調整区域を編入したりするような話というのが、少しずつ入ってきてるんです。この原則に従ったら駄目だよねと、いかに実行していけるか、担保できるのか、こちらが上位計画だからこの原則に従ってそれっておかしいんじゃないのと言えるようなことが、どういうふうにこの計画を活用していくとできるんでしょうか。

#### ○事務局

委員が言われるように、上位計画であるということで今回体系図を付けさせていただいて、それぞれ個別法に基づく各マスタープランや計画などが位置付けされているなかで、個別法は個別法として開発の許可制度が法律の記述としてあるのを踏まえ、実際に開発をしていくのではないかと。前回も「骨太の方針を記載」というご意見をいただいて、書きぶりとしては「県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土の形成を目指し」という計画の手前にある文言との重複になるが、そういった理念を書かせていただくのが一杯一杯のところですか。どうしても個別法との抵触とかが関わってきますので。それぞれの個別法の開発規制とか基準であったり、そのとおりやっっていかなければならないので、できるだけこちらの計画で書ける文言がないかと探したところ、今回書かせていただいたような文言で整理させていただいたところですか。

#### ○会長

他にどうでしょうか。

いろいろ意見を出していただいて、修正していただいたところも、もう少し言い回しを変えていただいたらという意見をいただきました。

それでは、ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、本日の審議の方はこれで終えさせていただきたいと思います。

今後、事務局におきまして、本日いただきましたご意見を基にまとめていただいて、その上で次回11月の審議会でご意見をいただき、最終の答申案として決定させていただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか、それとも十分こ

ちらで直すということによろしいですか。

それほど大きな修正ではないと思いますので、事務局で修正していただいた上で、一度、事務局と相談させていただいて、皆さんと審議させていただいた方がいいと判断しましたら、日程調整等させていただいて次の審議会を開かせていただくこともあるかと思います。それに関しても、修正状況を確認させていただいた上での判断ということによろしいですか。

(異議なし)

御了承いただいたということで、調整につきましては、事務局と私と、会長職務代理の委員にも加わっていただいて、三者で協議させていただきたいと思います。

それでは、あと今日の議事ですが、何かその他ございますか。

#### ○事務局

資料7につきまして、今後のスケジュールでございます。

まず、修正内容に応じて審議会を開催するか会長とご相談させていただきたいと思っております。

資料7は次の審議会を開催させていただく案ということで作成しております。

本日いただいた御意見を踏まえまして8月の最終案の作成作業に入り、9月は議会へ報告させていただき、審議会を開催するという事になれば、そこで答申案をいただきまして、11月に国と市町村への法定の意見聴取ということでございます。法定協議にあたり、さらに意見が出てくる可能性があり、意見が出てくれば改めて調整させていただければと思っております。

会長と相談させていただいた上で審議会を開催せずに答申案となれば、11月の審議会がなくなり、国と市町村への意見聴取となります。意見が出てきた場合、ご審議いただくような内容であれば、11月に開催させていただくこともあろうかと思っております。その場合は、ご案内させていただければと思っております。

最後、答申案を受けて12月には決定・公表、国土交通大臣に報告というスケジュールを考えさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○会長

このスケジュールでご承知いただきました。12月には決定・公表ということでございます。何かご意見はございますでしょうか。

(特になし)

審議はこれにて終わりにしたいと思います。



○事務局

会長，ありがとうございました。最後になります。県土整備部副部長からご挨拶させていただきますと思います。

○県土整備部副部長

最後に一言，お礼申し上げます。

本日は長時間にわたりご審議を賜りありがとうございました。

今後につきましては，会長，また職務代理者である委員さんと事務局の方で十分協議をさせていただき，場合によっては11月に皆様にお集まりいただき審議いただくこともありますので，その点をお含み置きくださいますよう，よろしく願いいたします。

県といたしましては，今後とも，県土の安全性を高めて，持続可能で豊かな県土利用を着実に推進して参ります所存でございます。

委員の皆様におかれましては，一層のご支援，ご鞭撻を賜りますように，衷心よりお願い申し上げます。お礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は，長時間にわたり誠にありがとうございました。